

## 取引参加者規程施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、取引参加者規程に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項その他必要な事項を規定する。

### (届出事項)

第2条 取引参加者規程第6条第1項及び第15条に規定する本所への届出は、本所が指定するときまでに、所定の届出書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

### (法令遵守責任者の承認申請)

第2条の2 取引参加者規程第7条の規定による申請は、本所が定める様式による承認申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

### 第3条及び第4条 削除

### (合併等の通知)

第4条の2 取引参加者規程第14条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他本所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会（株式会社以外の者にあっては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。）の決議を行う場合は、原則として、当該行為を承認する株主総会の日の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日の2週間前の日までに行うものとする。

(1) 取引参加者規程第14条第1項第1号に掲げる合併

- a 合併後の株主構成及び役員構成
  - b 合併の相手方となる法人の概要（当該法人の財務状況を含む。）
- (2) 取引参加者規程第14条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡
- a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び本所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み
  - b 分割又は事業の譲渡に係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）
- (3) 取引参加者規程第14条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の法人からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け
- a 分割又は事業の譲受け後の役員構成
  - b 分割又は事業の譲受けに係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）

（合併等の承認申請）

第4条の3 取引参加者規程第14条第2項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を本所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 代表者名
- (3) 当該申請に係る行為（以下「合併等」という。）の相手方の商号又は名称
- (4) 合併等の効力発生日
- (5) 合併等の理由

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併等の契約内容を記載した書面
- (2) 合併等に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、

執行役の決定があったことを証する書面を含み，株式会社以外の者にあっては，これらに準ずるもの）

- (3) 合併等の相手方の計算書類及び事業報告（会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告をいい，株式会社以外の者にあっては，これに準ずるもの）
- (4) 合併等後の純財産額及び自己資本規制比率（第一種金融商品取引業を行わない者にあっては法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率をいい，国外取引参加者にあっては本店又は主たる事務所の所在する国において当該国の法令等に基づき算出する自己資本の充実の状況等を示す数値等をいう。）の見込みを記載した書面（登録金融機関にあっては，これに準ずるもの）
- (5) 合併等の手続きを記載した書面
- (6) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (7) その他本所が必要と認める書類

（届出事項）

第4条の4 取引参加者規程第15条第9号に規定する本所が別に定めるものとは，次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 取引参加者規程第14条第1項第1号に掲げる行為で，合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が，合併後存続する取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの
- (2) 取引参加者規程第14条第1項第2号に掲げる行為で，分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が，分割を行う取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの
- (3) 取引参加者規程第14条第1項第3号に掲げる行為で，分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が，分割により事業

の承継をする取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの

- (4) 取引参加者規程第14条第1項第4号に掲げる行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの
- (5) 取引参加者規程第14条第1項第5号に掲げる行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの

( 報告事項 )

第5条 取引参加者規程第16条第1項に規定する本所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に本所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 法第30条第1項の認可（以下「認可」という。）の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若しくは受けられないとなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。
- (1)の2 法第60条第1項の許可に条件が付せられ又は当該条件が変更されたとき。
- (1)の3 法第31条第4項の規定に基づく変更登録（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務、第二種金融商品取引業又は有価証券等管理業務の廃止に係る変更登録を除く。）を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。
- (2) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法（認可を受けた業務に係るものも含む。）を定めたとき又は変更したとき。
- (2)の2 指定親会社（法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。

- (3) 業務（金融商品取引業者にあっては金融商品取引業をいい，登録金融機関にあっては登録金融機関業務をいい，取引所取引許可業者にあっては取引所取引業務をいう。）を休止し，又は再開したとき（認可に係る業務を休止し，又は再開したときを含む。）。
- (4) 法第35条第3項若しくは第6項の届出を行ったとき，又は同条第4項の承認を受けたとき。
- (5) 破産手続開始，再生手続開始，更生手続開始，清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき，又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (5)の2 指定親会社について，破産手続開始，再生手続開始，更生手続開始，清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。
- (6) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。
- (6)の2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。
- (7) 純財産額が（登録金融機関にあっては，純資産額）3億円を下回ったとき（当該取引参加者がIPO取引参加者である場合は，純財産額が5億円を下回ったとき）。
- (8) 定款の変更（商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）の場合を除く。）があったとき。
- (8)の2 指定親会社の定款の変更があったことを知ったとき。
- (9) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあっては，基金（基金償却積立金を含む。）の総額）の変更に関して取締役会で決議（委員会設置会社にあっては，執行役の決定を含む。）又は理事会で決議を行ったとき（外国法人にあっては，資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関して決議又は決定を行ったとき）。
- (9)の2 指定親会社の資本金の額又は出資の総額の変更があったことを知ったとき。

(10) 金融商品取引業者にあっては，自己資本規制比率（第一種金融商品取引業を行わない者にあっては，法第46条の6第1項の規定に準じて算出した比率）が140パーセントを下回ったとき，保険会社以外の登録金融機関にあっては海外事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が8パーセントを，海外事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを下回ったとき（外国銀行にあっては，これに準ずる場合に該当したとき），保険会社にあってはソルベンシー・マージン比率が200パーセントを下回ったとき。

(10)の2 総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない株式についての議決権を除き，会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。

(11) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に關し変更があったとき。

(11)の2 役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき。

(12) 法令（取引所取引許可業者にあっては，外国金融商品取引法令を含む。以下この号において同じ。）の規定により質問，検査，領置，臨検，搜索，差押え，処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき（外国法人である金融商品取引業者にあっては外国金融商品取引法令の規定により，外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関にあっては銀行法令の規定により，外国銀行にあっては銀行法令，外国銀行法令又は外国金融商品取引法令の規定により，保険会社にあっては保険業法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。）。

- (12)の2 指定親会社が法令の規定により検査を受けたことを知ったとき及び指定親会社又は特定主要株主（法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。）が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき（外国法人が指定親会社である場合にあっては、外国金融商品取引法令の規定により、処分又は処罰を受けたことを知ったときを含む。）。
- (13) 前2号に掲げる検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
- (14) 法令（外国法人にあっては、外国金融商品取引法令を含む。）の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき（上訴の場合を含む。）。
- (14)の2 本所の市場における有価証券の売買等に關し法令に違反する行為又は本所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事實を知ったとき。
- (15) 国内の他の金融商品取引所、有価証券の売買若しくは外国市場金融商品先物取引を行っている外国の取引所（以下「外国金融商品取引所等」という。）に加入したとき又はこれら取引所から脱退したとき（取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。）。
- (15)の2 取引所取引許可業者について、金融商品取引業協会に相当する外国の団体に加入したとき又は当該外国の団体から脱退したとき。
- (16) 所属の国内の他の金融商品取引所、外国金融商品取引所等又は金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）の処分を受けたとき。
- (17) 金融商品取引業者及び取引所取引許可業者にあっては、役員（取引所取引許可業者にあっては、国内代表者を含む。）が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなつた事實を知ったとき、登録金融機関にあっては、役員が破産手続

開始の決定，禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事實を知ったとき（外国銀行及び保険会社以外の登録金融機関の役員にあっては銀行法令の規定により，外国銀行の役員にあっては銀行法令又は外国銀行法令の規定により，保険会社の役員にあっては保険業法令の規定により罰金の刑を受けた事實を知ったときを含む。）。

- (17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事實を知ったとき。
- (18) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事實を知ったとき（外国法人にあっては，主要株主に準ずる者が同号ヘに該当することとなった事實を知ったとき。）。
- (18)の2 指定親会社の主要株主が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事實を知ったとき。
- (19) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が1億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が1億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。
- (19)の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。
- (20) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表（登録金融機関にあっては，本所が定める主要勘定状況表）を作成したとき。
- (21) 自己資本規制比率を記載した公衆の縦覧に供するための書面を作成したとき。

- (21)の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。
- (21)の3 最終指定親会社（法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。
- (22) 金融商品取引業者又は取引所取引許可業者にあっては、事業報告書を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したときを含む。），登録金融機関にあっては、単体又は連結の業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき。
- (22)の2 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。
- (23) 金融商品取引業者にあっては、業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき（特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の4に基づく説明書類を作成したときを含む。），登録金融機関にあっては、単体又は連結の業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。
- (23)の2 最終指定親会社が業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。
- (24) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更を行ったとき。
- (24)の2 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。
- (25) 本所の市場における有価証券の売買等に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。
- (25)の2 法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなつた場合に限る。）の届出を行ったとき。
- (25)の3 指定親会社の指定があつたこと、当該指定が解除されたこと

又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。

(25)の4 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。

(25)の5 指定親会社の役員の変更があったことを知ったとき（第11号の2に掲げる場合を除く。）。

(25)の6 新たに特定主要株主に該当した者があったこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があったことを知ったとき。

(26) 前各号に掲げる場合のほか、自ら又は指定親会社が内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、本所がその報告の必要があると認めたとき。

2 FX取引参加者は、事業年度ごとに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 事業報告書（登録金融機関にあっては、業務報告書）に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書

(2) 所定の区分管理状況等報告書（区分管理の状況及び外部監査又は内部監査の状況を記載した書面を含む。）

第5条の2 取引参加者規程第16条第2項に定める本所が必要と認める事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。

(1) 顧客別の売・買別の建玉数量（一の取引日（取引所FX取引特例第2条第15号に規定する取引日をいう。以下この条において同じ。）の立会終了時点における建玉（取引所FX取引特例第2条第16号に規定する建玉をいう。次号において同じ。）の数量をいう。）

(2) 顧客別の証拠金所要額（一の取引日の立会終了時点における建玉に係る取引所外国為替証拠金取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「FX証拠金規則」という。）第35条第2項

に規定する証拠金所要額をいう。)

- (3) 顧客別の証拠金預託額（FX証拠金規則第32条の規定に基づき、顧客がFX取引参加者に差し入れ又は預託した証拠金であって、次項に定める时限までに差し入れ若しくは預託された金銭の額及び預託された有価証券の時価評価額（FX証拠金規則第7条第2項に規定する有価証券の時価評価額をいう。）をいう。）
- (4) 第2号の規定にかかわらず、FX取引参加者が顧客に通知する証拠金所要額

- 2 FX取引参加者は、取引日ごとに、前項各号に掲げる事項について、当該取引日の終了する日の翌日（休業日（取引所FX取引特例第6条第1項に規定する休業日をいい、同条第2項に規定する臨時休業日を含む。）に当たるときは、順次繰り下げる。）の午前10時までに本所に報告するものとする。
- 3 FX取引参加者は、前項に定める報告に関し、本所からの照会を受けた場合には、直ちに照会事項について報告しなければならない。
- 4 FX取引参加者は、前2項に定める報告を適切に行うための体制を整備しなければならない。

#### （通知事項）

第5条の3 FX取引参加者は、本所に対して、本所が取引所FX取引に係る証拠金制度の適正な運用を確保するために必要と認める事項を通知しなければならない。

#### （受託業務の承認申請）

第5条の4 取引参加者規程第20条の2第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を本所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

(2) 代表者名

(3) 当該申請に係る業務（次項第1号において「受託業務」という。）  
の開始予定日

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら  
ない。

- (1) 受託業務の内容及び方法を記載した書類
- (2) その他本所が必要と認める書類

（適當と認める役員及び従業員等）

第5条の5 取引参加者規程第21条の4第2号に規定する本所が適當と  
認める役員及び従業員とは、本所が行う研修を受講した者をいう。

2 取引参加者規程第21条の4第2号に規定する本所が定める行為とは、  
注文の発注、発注の意思決定及びこれらの管理をいう。

（取引資格取得申請）

第6条 取引参加者規程第30条第1項の申請は、次の各号に掲げる事項を  
記載した所定の取引資格取得承認申請書を本所に提出して行うものと  
する。

- (1) 取得しようとする取引資格の種類
- (2) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (3) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の所在地
- (4) 代表者名
- (5) 取引資格取得申請者が取引所取引許可業者であるときは、国内代表  
者の氏名及び住所
- (6) 取引資格の取得申請理由

2 前項の取引資格取得承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付し  
なければならない。

- (1) 定款

- (2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し（委員会設置会社にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの）又は理事会議事録の写し
  - (3) 取引資格の取得申請者が取得しようとする取引資格の種類に係る清算資格のうち現に有しないものを取得しない場合にあっては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面
  - (4) 事業報告書
  - (5) 前号に規定する書面に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書（外国法人にあっては、監査報告書に代わるものとして本所が適当と認める書面）
  - (6) FX取引資格を取得しようとする者である場合には、所定の区分管理状況等を記載した書面
  - (7) 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
  - (8) その他本所が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、本所が適当と認めた場合には、取引資格取得申請者が既に取得している取引資格の種類等に応じて、同項各号に掲げる書類の全部又は一部の添付を省略することができる。
- 4 取引参加者規程第30条第3項の本所が定める額は、30万円とする。この場合において、複数の取引資格を同時に取得申請するときであっても、当該資格取得に係る審査料は30万円とする。

（信認金を充当できる場合）

第6条の2 取引参加者規程第32条第3項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格取得申請者の実態に差異がないと本所が認めるときとは、取引資格喪失申請者から取引資格取得申請者へ事業の全部譲渡が行われるとき、取引資格喪失申請者から取引資格取得申請者へ分

割による事業の全部承継が行われるとき及び取引資格喪失申請者と取引資格取得申請者が合併する場合で取引資格取得申請者が存続会社となるときその他本所が適当と認める場合をいう。

( 取引資格取得等に係る公告費用 )

第 7 条 取引参加者規程第33条第 2 項及び第38条第 1 項に規定する公告に係る費用は、当該取引参加者が負担するものとする。

( 取引参加者証書 )

第 7 条の 2 取引参加者規程第33条第 4 項に規定する取引参加者証書は、商号又は名称、取得する取引資格の種類その他の所定の事項を記載したものとする。

- 2 取引参加者は、取引参加者証書を喪失若しくは汚損した場合又はその記載内容に変更がある場合には、本所に再交付を求めなければならない。
- 3 取引参加者は、前項の規定により取引参加者証書の再交付を求める場合には、所定の再交付願を提出するものとする。
- 4 取引参加者は、取引参加者証書の再交付を受ける場合には、再交付を求める原因となった取引参加者証書を本所に返還しなければならない。ただし、当該原因が喪失による場合には、返還が不能である旨を記載した書面を本所に提出するものとする。

( 取引所取引許可業者と金融商品取引業者間の移行に係る承認申請 )

第 7 条の 3 取引参加者規程第33条の 2 第 2 項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を本所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
  - (2) 代表者名
  - (3) 移行の理由
- 2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければなら

ない。

- (1) 法第29条の登録又は法第60条第1項の許可の申請に係る書類の写し
- (2) その他本所が必要と認める書類

(取引資格喪失申請等)

第8条 取引参加者規程第34条第1項に規定する取引資格喪失申請は、所定の申請書に本所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

- 2 取引参加者規程第38条第3項の規定に基づき、取引参加者は、本所が定める日までに、取引資格の喪失に係る手数料として30万円を本所に納入するものとする。この場合において、複数の取引資格を同時に喪失申請するときであっても、当該資格喪失に係る手続料は30万円とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、取引参加者が、取引資格の喪失と同時に新たに取引資格を取得する場合又は取引参加者規程第32条第3項に規定する本所が認めるときに該当する場合は、取引資格の喪失に係る手続料の納入を要しない。

(過誤のある注文に係る公表事項)

第9条 取引参加者規程第22条の2に規定する本所が定める事項は、業務規程施行規則第37条各号に定める事項とする。

(本所が定める水準)

第10条 取引参加者規程第43条第2項第2号の2に規定する本所が定める水準は、あらかじめ本所が定めるものとする。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成14年7月16日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年1月14日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年4月2日から施行する。

付 則

この規則は，平成15年11月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年2月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成17年12月30日から施行する。

付 則

1 この規則は，平成18年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず，本所が指定する銘柄に関するこの規則の適用については，本所が銘柄ごとに定める日までは，なお従前の例による。

付 則

この規則は，平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規則は，平成18年6月26日から施行する。

付 則

この規則は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は平成18年7月24日

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この規則は、平成19年10月29日から施行する。

付 則

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

2 第6条第2項第5号の規定は、この改正規定の施行日以降に取引資格の取得を申請する者から適用する。

付 則

この規則は、平成21年6月12日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年6月16日から施行する。

付 則

この規則は、平成21年11月24日から施行し、同日以後に、本所に対し取引参加者規程第14条第2項若しくは同第30条第1項に規定する申請又は同第15条に規定する届出が行われるものから適用する。

付 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」という。）における取引資格を有していた者であって、この規則施行の日（以下「施行日」という。）において取引参加者規程第2条第6項に定める「ジャスダック取引資格」を有するものとみなす取引参加者につ

いては、第6条の3に定める「ジャスダック取引資格」を取得するための取引参加者参加金を免除するものとする。

- 3 施行日前において、ジャスダック証券取引所に対して取引資格の取得の申請を行った者であって、施行日以後に本所から「ジャスダック取引資格」の取得を承認された者は、第6条の3(7)eに定める「ジャスダック取引資格」を取得するための取引参加者参加金の額を100万円とする。

#### 付 則

この規則は、平成22年10月12日から施行する。

#### 付 則

- 1 この規則は、平成23年2月14日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると本所が認める場合には、平成23年2月14日以後の本所が定める日から施行する。

#### 付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 付 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。